

療育手帳を申請される方へ

申請される前に必ずお読みください。

<療育手帳とは>

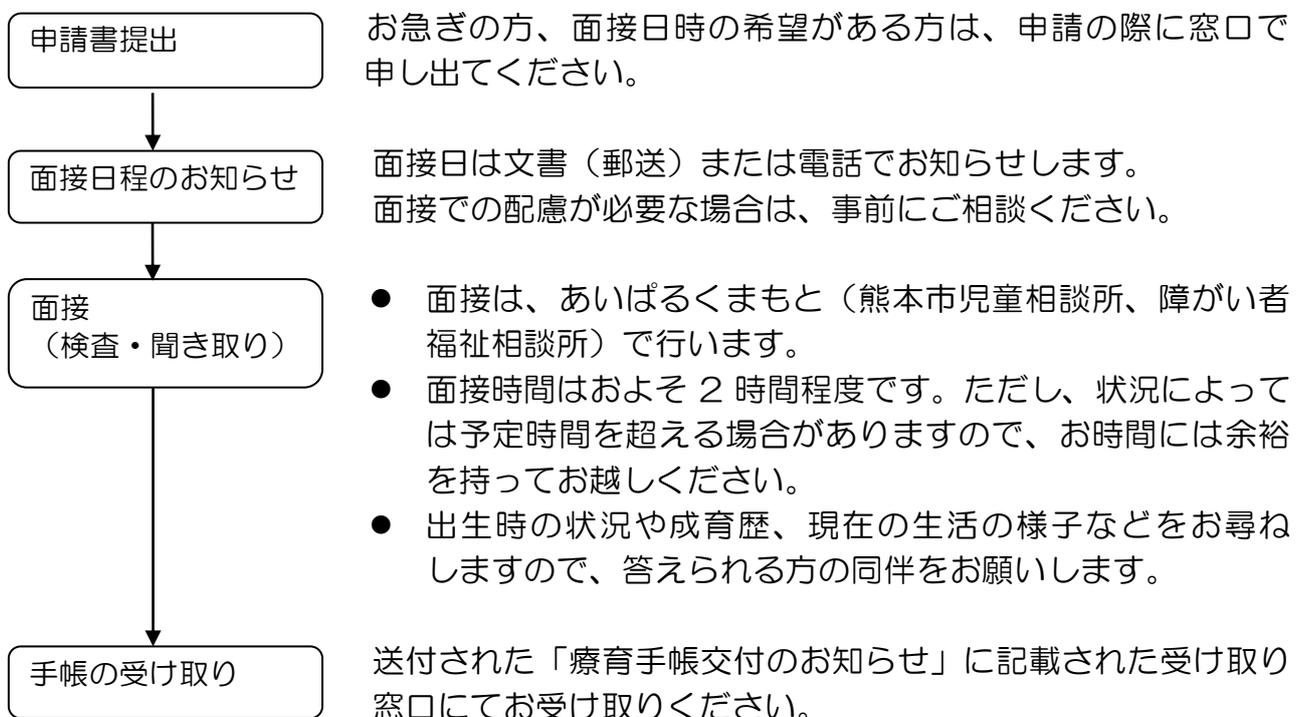
- おおむね 18 歳までに、知的発達遅れ(知的障がい)が認められた方の手帳で、福祉サービスの利用や相談を受けやすくするためのものです。
- 知的障がいとは、「一般的知的機能が明らかに平均よりも低く、同時に適応行動に障がいを伴う状態で、それが 18 歳までに現れるもの」を指します。

<申請されるにあたって>

- 療育手帳が知的障がいのある方のための手帳であることを十分ご理解のうえ、申請してください。基本的にはご本人も納得したうえでの申請をお願いします。

- ※ 福祉サービスによっては、療育手帳がなくても利用できるものがあります。詳しくは、各区役所、総合出張所におたずねください。
- ※ 知的な遅れのない発達障がいや、18 歳以降の病気や事故などによる障がいの方は対象となりませんのでご注意ください。

<療育手帳判定の流れ>



◎面接等についてのお問い合わせは、熊本市障がい者福祉相談所へ（096-362-6500）